

令和5年度総合的な獣害対策事業生息状況調査業務 仕様書（案）

1 委託業務名

令和5年度総合的な獣害対策事業生息状況調査業務

2 業務箇所

安曇野市、池田町、下諏訪町ほか

3 適用

- (1) 令和5年度総合的な獣害対策事業生息状況調査業務仕様書（以下、「仕様書」という。）は、令和5年度総合的な獣害対策事業生息状況調査業務に関する契約書（以下、「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

4 業務目的

ニホンジカ、イノシシ等の効率的な捕獲場所を検討するため、緩衝帯整備（生息環境対策）によるニホンジカ、イノシシ等の出没状況の変化や移動経路の変化についてセンサーカメラを活用して確認するとともに、この調査結果等に基づいて総合的な対策（生息環境対策、防除対策、捕獲対策）の効果的な進め方等について地域の捕獲者や市町村と意見交換を行う。

また、ニホンジカについては、県のニホンジカ管理計画で設定している八ヶ岳管理ユニットから北アルプス管理ユニットへと高密度生息域を拡大させており、これを抑止する効率的な捕獲が必要であることから、GPS発信機による行動軌跡調査を行い、要所を見据えた捕獲方法を検討する。

5 計画準備（調査器材）

- ・当事業で使用するセンサーカメラは、表1に示す台数、機種とし、委託者から受託者に貸与する。
- ・使用するカメラについては事前に機器の不具合等を確認し、不具合がある場合は委託者に協議を行う。
- ・受託者は委託者と協議の上で動画、静止画等の初期設定を行う。
- ・カメラの電池、記録媒体（SDカード）は受託者が用意する。
- ・使用カメラは業務完了時に委託者に返却することとする。
- ・カメラの見回り・保守点検時に動作状況等で不適切な箇所があった場合は、再設置または委託者に連絡し、対応を協議する。

表 1. センサーカメラ設置台数及び機種

設置場所	対象業務	設置カメラ台数	カメラ機種（または同等機種）
安曇野市 ・池田町	緩衝帯整備の 効果検証	20 台	Bushnell トロフィーカム XLT 30MP ノーグロウ DC
		5 台	ハイクカム LT4G
	捕獲技術強化	10 台	ハイクカム LT4G
	計	35 台	

表 2. センサーカメラの設置期間及び見回り・データ回収の回数

対象業務	カメラ設置期間	設置カメラ台数	見回り・データ回収の回数
緩衝帯整備の効果検証	令和 5 年 9 月～12 月	25 台	7 回
捕獲技術強化	令和 5 年 9 月～11 月	10 台	5 回
		計	12 回

6 業務内容

(1) 緩衝帯整備による出没状況の変化（安曇野市・池田町）

ア 現地踏査

効率的な捕獲場所を検討するため、緩衝帯整備によるニホンジカ等の出没場所や移動経路などの変化を確認することを目的として、令和 3 年度及び令和 4 年度に県が実施した緩衝帯整備箇所（24 その他（6）参照）について、現地踏査を行い、委託者と協議の上でカメラ 25 台の設置箇所を選定し、該当の市町村役場に連絡して承諾を得る。

イ カメラ設置（25 台）

(1) アで選定した箇所において、令和 5 年 9 月に表 1 のとおりセンサーカメラを設置し、カメラの設置位置を GIS データ（ポイント）で作成する。

ウ カメラ見回り・データ回収（令和 5 年 9 月～令和 5 年 12 月：4 か月間）

カメラの見回り、撮影データの回収、保守点検を設置月から表 2 の回数で行う。

エ カメラ撤去（25 台）

設置期間終了時にカメラを撤去する。

カメラは撮影データを回収し、故障の有無を確認した上で、カメラを委託者に返却する。

オ 撮影データの集計・分析

撮影された鳥獣の種類、撮影回数、整備実施前後の撮影数の増減等について取りまとめ、緩衝帯整備によるニホンジカ等の出没場所の変化や移動経路の変化、その要因等を考察するとともに、令和 3 年度及び令和 4 年度調査報告書（24 その他（6）参照）の内容と比較し、その相違点などを考察する。

(2) 捕獲活動の支援（安曇野市・池田町）

ア 捕獲者との意見交換会の開催

- ・効率的な捕獲候補地の検討のため、センサーカメラ設置前と設置期間終了後に捕獲者との意見交換会（安曇野市2回、池田町2回）を開催する。
- ・当意見交換会において、受託者は令和4年度の調査結果及び、今年度のセンサーカメラのデータ回収ごとの撮影結果（撮影された鳥獣の静止画、動画）を映像、簡易な資料等で報告する。
- ・意見交換会で出された意見、捕獲技術の改善点を記録する。
- ・意見交換会の会場は、安曇野市明科公民館（有償を想定し受託者が支払う）、池田町役場の会議室を借用し（無償を想定）、研修会の時間は1回1時間程度とする。
- ・捕獲者の代表者等への日程調整、会場手配・準備は受託者が行い、必要な機器は受託者が用意する。
- ・意見交換会に参集する捕獲者へは受託者から報償費を支払うものとする。

イ センサーカメラによる出没状況の確認

(7) 現地踏査

センサーカメラを活用した捕獲技術の向上を図るため、センサーカメラ設置前に行う捕獲者との意見交換を踏まえた上で現地踏査を行い、委託者と協議の上でカメラ10台（安曇野市5台、池田町5台を想定）の設置箇所を選定する。

カメラ設置箇所は該当の市町村役場に連絡して承諾を得る。

(4) カメラ設置（10台）

現地踏査で選定した箇所において、令和5年9月に表1のとおりセンサーカメラを設置し、カメラの設置位置をGISデータ（ポイント）で作成する。

(5) カメラ見回り・データ回収（令和5年9月～令和5年11月：3か月間）

カメラの見回り、撮影データの回収、保守点検を設置月から表2の回数で行う。

(6) カメラ撤去（10台）

設置期間終了時にカメラを撤去する。

カメラは撮影データを回収し、故障の有無を確認した上で、カメラを委託者に返却する。

(8) 撮影データの集計・分析

撮影された鳥獣の種類、撮影回数等について集計し、撮影データの内容を考察するとともに、令和3年度及び令和4年度調査報告書（24その他（6）参照）の内容と比較し、その相違点などを考察する。

(3) GPS行動軌跡調査（下諏訪町、安曇野市）

ア データ収集

広範囲を俯瞰し要所を見据えた捕獲方法を検討するため、令和4年度に下諏訪町及び安曇野市においてGPS首輪を装着したニホンジカ2頭のデータ回収を行う。

データの回収は1か月に1回程度実施し、令和5年9月から12月までのデータを得ることとする。データ回収の際に装着個体の安否、首輪の作動状況等を確認する。

イ データのとりまとめと分析

回収データについては、資料として精度の高い情報を選抜し、月別でニホンジカの移動状況（移動軌跡、行動域）がわかる図面を作成し、考察する。

ウ その他

GPS首輪を装着した個体が死亡した（狩猟等により捕獲された等）場合、装着したGPS首輪が途中で脱落した場合、データの回収ができなかった場合等については、協議を行う。

（４）事業とりまとめ資料の作成

ア とりまとめ資料の作成

県が令和3年度～4年度に実施した総合的な獣害対策事業において、調査の結果得られた成果等を踏まえた総合的な対策のとりまとめ資料を作成するとともに、緩衝帯整備箇所や侵入防止柵の設置場所などの対策実施場所をGIS等の地図データに集約する。

イ 市町村担当者との意見交換

とりまとめ資料の作成にあたっては、地域で今後活用可能な資料とするため、委託者と協議の上、関係する市町村の担当者との意見交換を行う。

（５）関係市町村向け研修会の開催

委託者と協議の上、（４）で作成した資料等を用いて、関係する市町村担当者等を対象とした研修会を開催する。

（６）専門家からの助言

- ・当業務の調査結果について、ニホンジカ対策等の専門家から助言を受ける。（無償を想定）
- ・委託者との打合わせ・協議時に専門家へ同席を依頼し、助言を受ける。
- ・専門家への依頼は委託者が行う。

（７）成果報告会の開催

当業務の調査結果について、Microsoft パワーポイント資料等を作成し、委託者と協議の上、県内の市町村担当者等を対象とした成果報告会を開催する。

7 打合せ・協議

打合せ協議は、長野県林務部森林づくり推進課鳥獣対策室にて、着手時、中間、業務完了時の3回実施する。

8 報告書作成

当業務の内容、考察等について取りまとめ、報告書を作成する。また、報告書の概要についてまとめた資料（A4用紙2～4枚程度）を作成する。

9 業務の着手

- (1) 受託者は、契約締結後 10 日以内に業務に着手しなければならない。
- (2) この場合において、着手とは受託者が業務の実施のため委託者との打合せ又は現地調査を開始することをいう。

10 配置技術者

受託者は、業務の実施に当たっては、イノシシ及びニホンジカの生態や被害対策、センサーカメラ調査に関する専門的な知見と実践的な技術を有する技術者を配置し、その氏名、その他必要な事項を委託者に通知する。

なお、当技術者は業務の技術上の管理をつかさどるとともに、業務の管理及び統轄を行うものとする。

11 関係官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
- (2) 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を委託者に報告し協議するものとする。

12 地元関係者との交渉等

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、委託者の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (2) 受託者は、設計図書の定め、あるいは委託者の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、委託者に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- (3) 受託者は、業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- (4) 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

13 土地への立入り等

- (1) 受託者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、委託者及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに委託者に報告し指示を受けなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ委託者に報告するものとし、報告を受けた委託者は当該土地所有者及び占有者の許可を

得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は委託者が得るものとするが、委託者の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。

- (3) 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、委託者と協議により定めるものとする。

14 関係法令及び条例の遵守

受託者は、業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

15 委託業務完了報告書（成果品）について

(1) 成果品

ア 業務報告書（紙媒体：2部、電子媒体：1部）

- ・取りまとめたデータ及び作成したマップ等については、QGIS3.10で開くことのできるShapeファイル形式、KML形式、メッシュ番号等を加えたエクセルファイルとして保存・作成し報告書と別に電子媒体（CD-R等）により納品すること。
- ・成果品には、QGISプロジェクトファイルを保存すること。

イ 業務内容に係る資料一式

ウ 成果品の作成費用は、報告書の作成費用に含めるものとする。

(2) 提出期限及び提出先

成果品は、履行期間の最終日までに、林務部森林づくり推進課鳥獣対策室に提出するものとする。

(3) 中間報告

履行期間の途中であっても、必要に応じ、委託者は受託者に対して中間報告を求めることができるものとする。

16 検査

- (1) 受託者は、契約書第7条第1項の規定により、業務完了報告書を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、委託者に提出していなければならない。
- (2) 委託者は、業務の検査に先立って受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備する。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。

17 条件変更等

- (1) 委託者が受託者に対して業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下、「業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を委託者に報告し、その確認を求めなければならない。

なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。

- ア 現地への立ち入りが不可能となった場合。
- イ 天災その他の不可抗力による損害。
- ウ その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

18 契約変更

委託者は、次の各号に掲げる場合において、業務の契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務の変更により契約金額に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 委託者と受託者が協議し、業務施工上必要があると認められる場合

19 安全等の確保

- (1) 受託者は、業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受託者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り業務実施中の安全を確保しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする
- (5) 受託者は、業務の実施に当たり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - ア 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - イ 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - ウ 受託者は、業務箇所に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
 - エ 受託者は、業務の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- (6) 受託者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、委託者が指示する様式により事故報告書を速やかに委託者に提出し、委託者から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

20 臨機の措置

- (1) 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は臨機の措置をとった場合には、その内容を委託者に報告しなければ

ばならない。

- (2) 委託者は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

21 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者が本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護について十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行課程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

22 権利関係

- (1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の履行における成果物の所有権は全て長野県に帰属するものとする。

イ 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に長野県に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

- (2) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないよう留意すること。

23 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

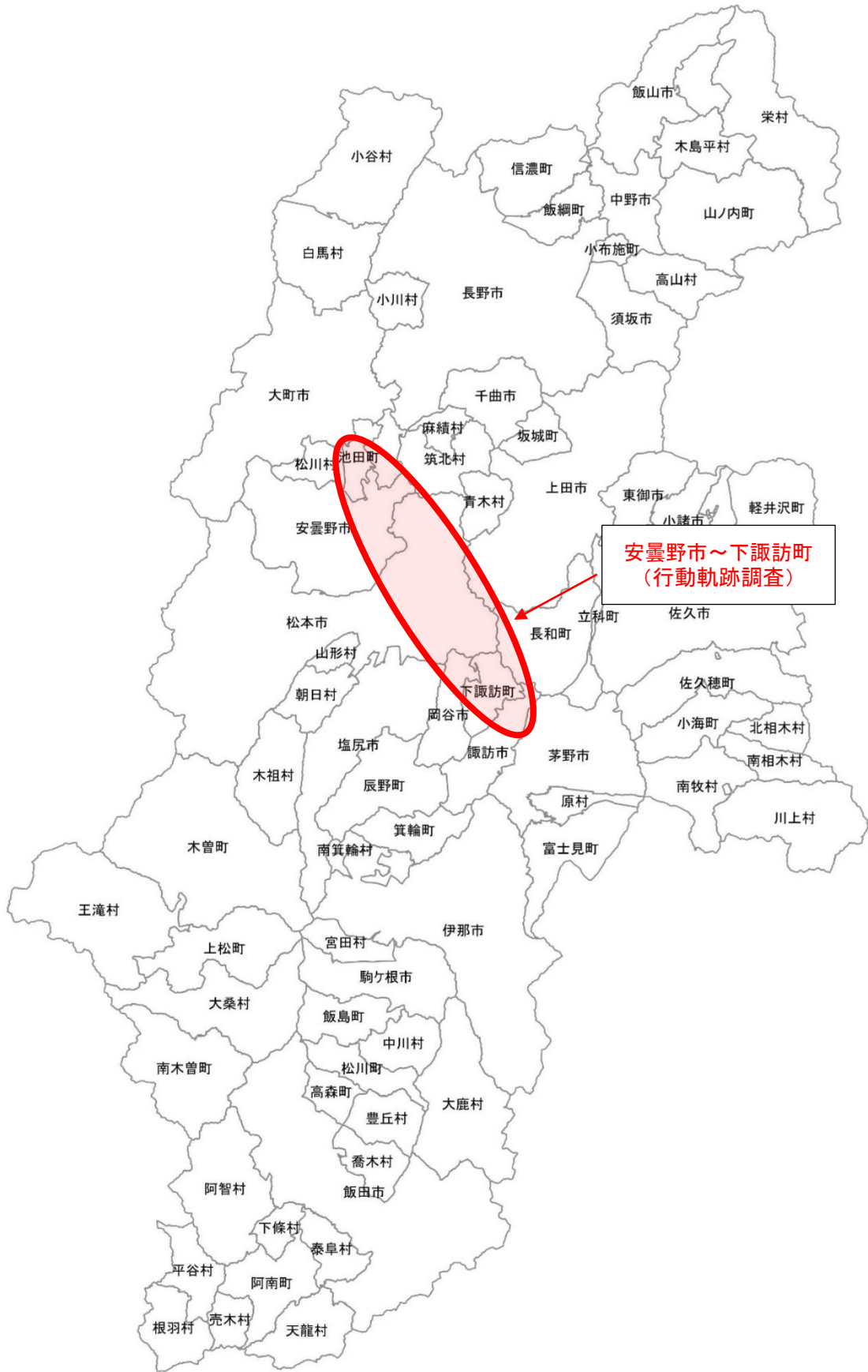
- (1) 「委託者」とは、長野県知事阿部守一のことをいう。
- (2) 「受託者」とは、のことをいう。
- (3) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (4) 「契約書」とは、財務規則第 140 条により作成された業務委託契約書をいう。
- (5) 「設計図書」とは、仕様書、企画書をいう。
- (6) 「指示」とは、委託者が受託者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (7) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

- (8)「通知」とは、委託者が受託者に対し、又は受託者が委託者に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (9)「報告」とは、受託者が委託者に対し、業務の遂行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (10)「承諾」とは、受託者が委託者に対し書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (11)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (12)「提出」とは、受託者が委託者に対し業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (13)「書面」とは、手書き、印刷、メール等の伝達物をいい、発行年月日を記録する。
- (14)「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。
- (15)「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために受託者と委託者が面談または Web 会議により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (16)「立会」とは、設計図書に示された項目において委託者が臨場し内容を確認することをいう。

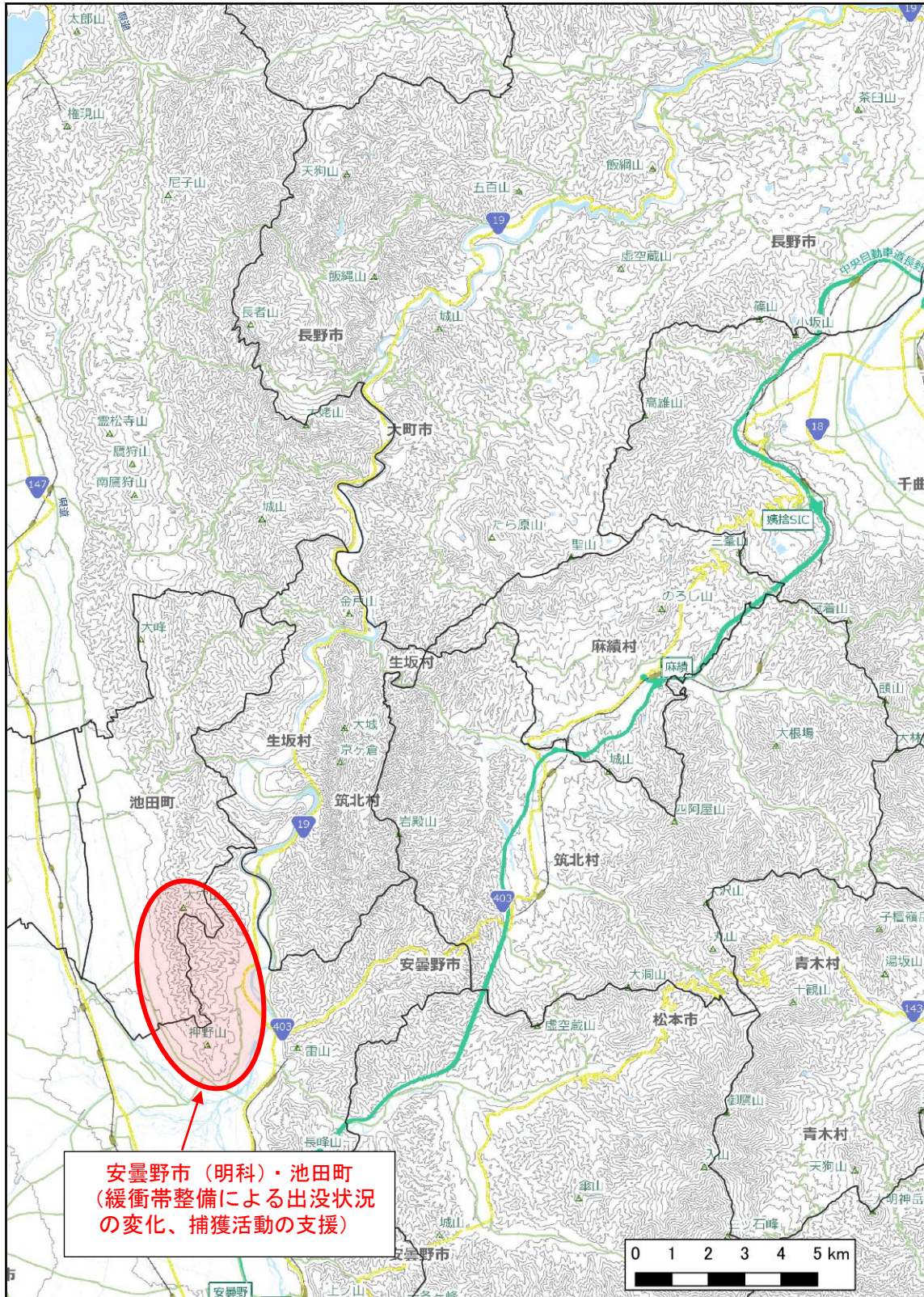
24 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承諾を得なければならない。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (3) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、事業を履行するにあたり、第三者の損害を与えたときは、その損害の賠償を行うこととする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。
- (6) 下記の既存調査報告書は、長野県庁林務部森林づくり推進課鳥獣対策室で縦覧が可能です。
 - ・事業名 : 令和4年度総合的な獣害対策事業生息状況調査業務 (センサーカメラ調査にかかる結果を抜粋)
 - ・事業名 : 令和3年度野生いのしし生息環境対策を主軸とした総合的な獣害対策事業生息状況調査業務 (センサーカメラ調査にかかる結果を抜粋)
 - ・事業名 : 令和2年度不適地林分等抽出調査業務
 - ・縦覧期間 : 公告日～8月21日の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

位置図①



位置図②



・この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）及び数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地名情報）を使用した（承認番号 令元情使、第755号）

・国土交通省国土政策局「国土数値情報（高速道路時系列、ダム、河川、都市公園、都道府県指定文化財、産業廃棄物処理施設）」をもとに長野県が加工した。